

# 関係法令

## ○児童福祉法（抄）

（昭和二十二年十二月十二日）

（法律第百六十四号）

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

一 乳児 満一歳に満たない者

二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

② （略）

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

② （略）

第四十条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

## ○上尾市児童館条例

平成12年3月31日

条例第31号

(設置)

第1条 児童が健全な遊びについて接する機会を設けることにより、その健康の増進と情操のかん養を図り、もって児童の健全育成に寄与するため、上尾市児童館（以下「児童館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
上尾市児童館アッピーランド	上尾市本町六丁目11番25号
上尾市児童館こどもの城	上尾市大字今泉272番地

(業務)

第3条 児童館は、児童館の利用に関するもののほか、児童の健全育成に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 健全な遊びの指導に関すること。
- (2) 体力増進の指導に関すること。
- (3) 世代間の交流に関すること。
- (4) 児童福祉に関する団体の育成に関すること。
- (5) その他児童館の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(休館日)

第4条 児童館の休館日は、次の表のとおりとする。

名称	休館日
上尾市児童館アッピーランド	(1) 月の第3火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この表において「休日」という。）である場合を除く。） (2) 月の第3火曜日が休日である場合の当該火曜日の翌日（当該火曜日に休日が引き続くときは、当該最後の休日の翌日）

	(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
上尾市児童館こどもの城	(1) 月の第2木曜日及び第4木曜日（それらの日が休日である場合を除く。） (2) 月の第2木曜日又は第4木曜日が休日である場合の当該木曜日の翌日（当該木曜日に休日が引き続くときは、当該最後の休日の翌日） (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（第13条に規定する指定管理者をいう。次条、第6条第1項及び第3項、第8条並びに第9条において同じ。）は、事情により、市長の承認を得て休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（利用時間）

第5条 児童館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用することができる時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、事情により、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(1) 施設等のうち、体育遊戯室、集会室、会議室、ボランティア室、多目的室及び音楽室並びにこれらの附属設備 午前9時から午後10時まで

(2) 前号に掲げる施設及び附属設備以外の施設等 午前9時から午後6時まで

（利用の許可）

第6条 前条第1号に掲げる施設等（体育遊戯室にあつては、午後6時から午後10時までの間の利用に限る。）を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

(1) 児童館の管理上支障があると認められるとき。

(2) 児童の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるとき。

(3) その他児童館の設置の目的に反すると認められるとき。

3 指定管理者は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 前条第1項の許可を受けた者(以下「利用権利者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び指定管理者の指示)

第8条 指定管理者は、児童館の利用者の遵守事項を定め、及び児童館の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第9条 指定管理者は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は児童館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 第6条第3項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。

(2) 第7条の規定に違反したとき。

(3) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 市又は指定管理者は、利用権利者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第10条 利用権利者は、その利用を終わったときは、速やかに当該施設等を原状に復しなければならない。前条第1項の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第11条 児童館の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に児童館の施設若しくは設備を損傷し、又は児童館の物品を紛失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(立入りの禁止等)

第12条 市長は、児童館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、児童館からの退去を命ずることができる。

(指定管理者による管理)

第13条 児童館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う管理の業務は、児童館の利用に関する業務、第3条各号に掲げる業務、児童館の施設等及び物品の維持管理に関する業務その他の児童館の管理の業務とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、次に掲げる基準により、児童館の管理の業務を行わなければならない。

(1) この条例及びこの条例に基づく規則その他関係する法令、条例及び規則の規定を遵守し、適正に児童館の運営を行うこと。

(2) 児童館の施設等及び物品の維持管理を適切に行うこと。

(3) 前条の管理の業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

(利用料金)

第16条 体育遊戯室又は音楽室の利用権利者は、第6条第1項の規定による利用の許可を受ける際に、その利用に関し利用料金（地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 児童館の利用者は、その利用に際し、創作活動に係る材料費その他の児童館の利用者の負担とすることが適当と認められる費用が生じるときは、当該費用を利用料金として指定管理者に納付しなければならない。

3 第1項及び前項の規定により指定管理者に納付された利用料金は、指定管理者の収入とする。

4 第1項の利用料金の額は別表に定める額の範囲内において、第2項の費

用の額はその実費に相当する額を基準として、それぞれ指定管理者が定める。

5 指定管理者は、前項の規定により第1項の利用料金の額及び第2項の費用の額を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。それらの額を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、特別の必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第18条 指定管理者が収受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還する。

(1) 児童館の管理上特に必要があるため、利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、体育遊戯室又は音楽室を利用することができないとき。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、児童館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年5月5日から施行する。

附 則 (平成18年条例第41号)

この条例は、平成18年10月7日から施行する。

附 則 (平成21年条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の上尾市児童館条例の規定により市長がした利用の許可その他の処分(施行日以後の利用に係るものに限る。)又は市長に対してされた申請その他の行為(施行日以後に指定管理者が行うこととなる業務に係るものに限る。)は、施

行日以後における改正後の上尾市児童館条例（以下「新条例」という。）の適用については、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成 21 年条例第 35 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 16 条関係）

施設等及び利用権利者の区分		利用料金の上限額			
		午前	午後 1	午後 2	夜間
体育遊戯室	児童				無料
	児童以外の者				2,000 円
音楽室	児童	無料	無料	無料	無料
	児童以外の者	2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,600 円

備考

- 1 午前とは午前 9 時から正午までを、午後 1 とは正午から午後 3 時までを、午後 2 とは午後 3 時から午後 6 時までを、夜間とは午後 6 時から午後 10 時までをいう。
- 2 児童とは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。
- 3 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。

## ○上尾市児童館管理規則

平成12年5月2日

規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、上尾市児童館条例（平成12年上尾市条例第31号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、上尾市児童館（以下「児童館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館の手続)

第2条 児童館を利用しようとする者は、入館の際に、上尾市児童館利用者名簿（第1号様式）に必要な事項を記入しなければならない。

(保護者等の同伴等の義務)

第3条 小学校の第2学年までの児童が児童館を利用しようとするときは、当該児童の保護者その他の者が同伴して、その利用の間、当該児童を監護しなければならない。

(登録及びその手続)

第4条 条例第6条第1項の許可を受けようとする者は、あらかじめ、条例第13条に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）による登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、上尾市児童館利用者登録申請書（第2号様式）により、指定管理者に申請しなければならない。この場合において、登録を受けようとする者が団体であるときは、当該申請書に上尾市児童館利用団体構成員名簿（第3号様式）を添付しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を確認の上、登録すべきものと認めたときは、当該申請者に対し、上尾市児童館利用者登録証（第4号様式。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

4 登録証の有効期限は、登録証を交付した日の属する年度の3月31日までとする。

(利用登録者の責務)

第5条 登録証の交付を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、当該

登録証を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

2 利用登録者は、登録証を紛失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

3 利用登録者は、当該登録に係る申請事項に変更（指定管理者が市長の承認を得て定める軽微な変更を除く。）が生じたときは、上尾市児童館利用者登録事項変更届（第5号様式）により、速やかに指定管理者に届け出なければならない。

（利用の許可手続）

第6条 利用登録者が、条例第6条第1項の許可を受けようとするとき（当該許可に係る事項を変更しようとするときを含む。）は、上尾市児童館利用（利用変更）申請書（第6号様式）に登録証を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の申請書の受付を開始する日は、利用しようとする日の21日前の日とし、その受付時間は、午前9時から午後6時までの間とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3 前項本文の規定にかかわらず、次に掲げる者については、利用しようとする日の属する月の1月前の月の初日（その日が条例第4条第1項に規定する休館日又は同条第2項の規定により臨時に定められた休館日に当たるときは、その翌日）から第1項の申請書を提出することができる。

（1） 児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）

（2） 児童の健全育成のための活動を行っている団体で指定管理者が認めるもの

4 条例第6条第1項の許可は、当該申請者に上尾市児童館利用（利用変更）許可書（許可書兼領収書）（第7号様式）を交付して行うものとする。

（利用後の点検）

第7条 条例第6条第1項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、条例第10条の規定により当該利用に係る施設及び附属設備を原状に復したときは、指定管理者による点検を受けなければならない。

（造作等の禁止）

第8条 利用権利者は、児童館の利用に当たり、特別の設備を設け、又は造作を加えてはならない。

(販売行為等の禁止)

第9条 児童館及びその敷地内においては、物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可(物品の販売、宣伝その他これらに類する行為が地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による許可を必要とする場合にあっては、市長の当該許可)を受けた場合は、この限りでない。

2 指定管理者は、前項ただし書の許可をするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(利用料金の納期)

第10条 条例第16条第1項の規定による同項の利用料金の納付は、第6条第4項に規定する許可書の交付と同時に、これを行わなければならない。

(指定管理者による利用料金等の額についての承認申請)

第11条 指定管理者は、条例第16条第1項の利用料金の額及び同条第2項の費用の額について同条第5項の承認を受けようとするときは、上尾市児童館利用料金承認申請書(第8号様式)により、市長に申請しなければならない。

(利用料金の減免)

第12条 条例第17条の規定による条例第16条第1項の利用料金の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 市が主催する行事等に利用するとき 免除

(2) 心身障害者団体が主催する行事等に利用するとき 5割の減額

(3) その他指定管理者が特に必要と認めるとき 5割の減額又は免除

2 条例第17条の規定による条例第16条第1項の利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市児童館利用料金減額・免除申請書(第9号様式)により、指定管理者に申請しなければならない。

(指定管理者による利用料金の減免についての承認申請)

第13条 指定管理者は、条例第16条第1項の利用料金を減額し、又は免

除することにつき条例第17条の承認を受けようとするときは、上尾市児童館利用料金減額・免除承認申請書（第10号様式）により、市長に申請しなければならない。

（利用料金の返還の額等）

第14条 条例第18条ただし書の規定による利用料金の返還の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 条例第18条第1号に該当する場合 既納の利用料金の全額

（2） 条例第18条第2号に該当する場合 既納の利用料金に指定管理者が利用することのできなくなった理由等を勘案してその都度市長の承認を得て定める割合を乗じて得た額

2 条例第18条ただし書の規定による利用料金の返還を受けようとする者は、上尾市児童館利用料金返還申請書（第11号様式）により、指定管理者に申請しなければならない。

（その他）

第15条 条例及びこの規則に定めるもののほか、児童館の管理に関し必要な事項は、条例第14条に規定する指定管理者が行う管理の業務の範囲のうちにある事項については指定管理者が市長の承認を得て定め、その他の事項については市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年5月5日から施行する。

附 則（平成12年規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年規則第50号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年10月7日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の第5条第3項の規定に基づき交付された上尾市児童館利用団体登録証（当該登録証に記載された有効期間の満了する日が到来していないものに限る。以下同じ。）を所持している者は、その上尾市児童館利用団体登録証に記載された有効期間の満了する日又は

改正後の第4条第3項の規定に基づき上尾市児童館利用者登録証の交付を受ける日のいずれか早い日までの間は、同項の規定に基づき上尾市児童館利用者登録証の交付を受けた者とみなして、改正後の第6条の規定を適用する。

3 この規則の施行前に改正前の第6条第3項の規定により交付された上尾市児童館利用（利用変更）許可書（この規則の施行の日において当該許可書に記載された利用月日が到来していないものに限る。）は、改正後の第6条第4項の規定により交付された上尾市児童館利用（利用変更）許可書（許可書兼領収書）とみなす。

4 この規則の施行の際現に存する改正前の第1号様式から第3号様式まで、第5号様式及び第6号様式による名簿、申請書及び変更届は、改正後のそれぞれの様式の規定にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（平成22年規則第16号）

（施行期日）

1 この規則は、上尾市児童館条例の一部を改正する条例（平成21年上尾市条例第21号）の施行の日（平成22年4月1日）から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に交付された改正前の第7号様式による上尾市児童館利用（利用変更）許可書（許可書兼領収書）（この規則の施行の日において当該許可書に記載された利用月日が到来していないものに限る。）は、改正後の第7号様式による上尾市児童館利用（利用変更）許可書（許可書兼領収書）とみなす。